

社会資本整備重点計画について

〔令和3年5月28日〕
閣議決定

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条に規定する社会資本整備重点計画を、令和3年度から令和7年度までを計画期間として、別冊のとおり定める。

社会資本整備重点計画

目次

はじめに	1
第1章 社会資本整備を取り巻く社会経済情勢	5
第2章 今後の社会資本整備の方向性	10
第3章 計画期間における重点目標、事業の概要	20
第1節 重点目標と政策パッケージについて	20
第2節 個別の重点目標及び事業の概要について	21
第4章 計画の実効性を確保する方策	85
おわりに	90

〇はじめに

社会資本、インフラストラクチャーの語源は、古代ローマ人が使用したラテン語の「下部」を意味する「インフラ」と、「構造」を意味する「ストゥルクトゥーラ」から合成されたものと言われている。この言葉通り、先人たちの知恵や努力によって我が国に蓄積されてきたインフラが効果を発揮し、現在を生きる我々の日々の生活や社会経済活動の基盤となっている。例えば、江戸時代に行われた利根川の東遷などにより、関東平野の発展の基礎が築かれ、今日的首都圏の発展の基となった。また、近年においては、平成 30 年台風第 21 号や令和元年東日本台風などの自然災害に際し、かつて整備を行ったインフラがその機能を発揮し、多くの人々の命や暮らしが守られたことは記憶に新しい。

これは、視点を変えれば、現在の我々が行う社会資本整備は、現在を生きる我々の安全・安心を確保し、社会経済活動の基盤となるだけでなく、将来の世代の豊かな生活や社会経済活動、我が国の競争力の基盤となるものであり、まさしく未来への投資となるものである。

特に、我が国は、諸外国と比較して、急峻な山脈を多く有し、海岸線が複雑で可住地が少なく、地震や豪雨など自然災害が数多く発生するなどの脆弱な国土条件下にある。これまでも、安全・安心の確保や持続可能な地域社会の形成、経済成長を図るためにインフラ整備を進めてきたが、激甚化・頻発化する自然災害や激化する国際競争等の下、引き続きこれらの目的を達成していく上で必要となるインフラが十分ではないとの指摘もある。こうした中、現在の我が国のインフラが置かれている状況を諸外国との比較も含めしっかりと把握した上で、我が国が持続可能な発展を遂げ、現在を生きる我々や将来の世代が安全・安心に活力ある日々を送るために必要となる社会資本の整備に、ハード・ソフト両面から、戦略的・計画的に取り組んでいかななくてはならない。

社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、こうした中長期的な視点から社会資本整備に取り組むための道しるべであり、真に必要な社会資本の姿を明らかにするものである。平成 15（2003）年以降、これまで4次にわたる計画を策定し、戦略的・計画的な取組を進めてきた。

直近の計画である第4次重点計画は、平成 27（2015）年に策定され、令和 2（2020）年度までを計画期間として推進されてきたが、計画が策定されて以降も、社会資本整備をめぐる状況は大きく変化してきている。

特に、①自然災害の激甚化・頻発化やインフラの老朽化の進展、②人口減少による地域社会の変化や国際競争の激化、③デジタル革命の本格化やグリーン社会の実現に向けた動き、ライフスタイル・価値観の多様化、などの変化に加え、令和 2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大するとともに、その脅威が継続する中で、東京一極集中リスク及びその是正の必要性が改めて認識されたほか、社会経済活動のあり方や人々の行動・意識・価値観・インフラに対する捉え方にも多大な影響を及ぼしている。他方、コロナ禍においても、建設産業や交通事業等は国民の生活に不可欠なサービスであることが再認識された。こうした社会の流れに

的確に対応するだけでなく、今後進むべき社会のあり方を見据えた上で、その実現に資するような社会資本整備を進めていくため、今回、第5次重点計画を策定する。

本重点計画においては、社会情勢の変化を先取りして対応していくため、特に以下の点について、従前の重点計画からの深掘りを行っている。

まず1点目は、「3つの総力を挙げた社会資本整備の深化」である。インフラのストック効果を最大限発揮させるためには、3つの総力を挙げて取り組むことが必要不可欠である。すなわち、①省庁間の縦割りを打破するとともに、地方公共団体や企業、住民とも連携し、社会資本整備に取り組むという「主体の総力」、②デジタル技術も活用しつつ、ハード施策だけでなくソフト施策など考えうるあらゆる施策を組み合わせ、施策の相乗効果を生み出すという「手段の総力」、③整備段階だけでなく、その後の維持管理・利活用段階までも視野に入れた取組を行うという「時間軸の総力」の3つである。この3つの総力を挙げて社会資本整備に取り組むことで、ストック効果を最大化させていく。

2点目は、「インフラ経営により、その潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造する」ことである。人口減少による地域社会の変化や厳しい財政制約の下、インフラがそのストック効果を最大限発揮し、幾世代にもわたり国民が豊かで安全な生活が実感できる国土づくりを実現するためには、インフラを、世代を超えて共有する「資産」として捉え、社会資本を整備・維持管理するだけでなく、しっかりと利活用していく観点が重要である。また、人口減少が進展する中、必要性の減少や地域のニーズ等に応じ、インフラの廃止、除却等の対応を取るなど、一つのエリアにおいてどのようなインフラが必要で、どのようなインフラが不要なのかという全体の最適化を図っていく必要もある。このような観点は、第4次重点計画でも触れられていたが、本重点計画ではさらに深化させ、その具体化のための施策や KPI (Key Performance Indicator) を記載することにより、本格的に「インフラを経営する観点への転換」を進めていく。

3点目として、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、「新たな日常」を実現するための社会資本整備を進めていくことも重要である。例えば、新型コロナウイルス感染症を契機とした住まい方や働き方の変化等を踏まえ、多核連携¹型の国土づくりや豊かで暮らしやすい地域づくりを推進するとともに、社会資本整備分野のデジタル化を推進する。また、リスクに強い社会経済構造の構築を図るため、人流・物流を支えるネットワークの強化等を進めていく。

本重点計画の策定に当たっては、政府一体となった取組を進めるため、他の政府の計画等との整合を図る必要がある。

- ・ 長期的で総合的な国土づくりの指針である「国土形成計画（全国計画）」と調和を図りつつ、当該計画に示された国土のあり方を具体化するため、社会資本整備を計画的に推進する必要がある。

¹ 個人や企業が集積する地域（核）が全国に分散して存在し、それぞれの核が連携し合うこと。

- ・ 様々な災害が頻発する脆弱な我が国国土においては、東日本大震災等からの復興に引き続き取り組みつつ、防災・減災、国土強靱化の取組を進めていく必要がある。国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」²や、防災・減災、国土強靱化の取組を加速化・深化させるための「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」³等と連携し、社会資本整備を進めていかなければならない。
- ・ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」⁴と連携し、地方創生や東京圏への一極集中の是正に資する社会資本整備を進めていかなければならない。
- ・ 2050年カーボンニュートラルを含むグリーン社会の実現に向け、「環境基本計画」⁵や「地球温暖化対策計画」⁶等と調和を図りつつ、社会資本整備を進めていかなければならない。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」⁷においては、経済・財政一体改革を着実に推進し、次世代への責任の視点に立って、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくことが掲げられている。こうした観点から、社会資本整備についても、デジタル化・スマート化を原則とした抜本的な生産性向上や集約等を通じた公的ストックの適正化、PPP/PFI⁸などの官民連携手法を通じた効率化を図り、戦略的・計画的な取組を進めていく必要がある。
- ・ 平成27(2015)年9月には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(「2030アジェンダ」)が国連で採択され、持続可能な開発目標(SDGs)として17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられた。我が国においても、内閣総理大臣を本部長とする持続可能な開発目標(SDGs)本部において、平成28(2016)年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、8つの優先課題の1つとして「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」が挙げられているところである。優先課題に取り組む際の主要原則である「包摂性」(誰一人取り残さない)や「参画型」(あらゆるステークホルダーや当事者の参画を重視し、全員参加型で取り組む)といった点を踏まえ、地方に住む人や障害者、高齢者、子どもや子育て世代など、誰もが自分らしく暮らせる、包摂的な社会の実現に向け、社会資本整備に取り組んでいく必要がある。
- ・ このほかにも、「総合物流施策大綱」等、様々な政府の計画との連携を図っていかなければ

² 平成30年12月14日閣議決定

³ 令和2年12月11日閣議決定

⁴ 令和2年12月21日閣議決定(第2期改訂)

⁵ 平成30年4月17日閣議決定

⁶ 平成28年5月13日閣議決定

⁷ 令和2年7月17日閣議決定

⁸ PPP(Public Private Partnership):公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が共同で効率的に行う手法。PFI(Private Finance Initiative):公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

ればならない。

これらに加えて、本重点計画に基づく事業・施策の推進に当たっては、交通政策基本計画と「車の両輪」として連携・整合を図り、相互の取組の相乗効果が得られるよう、一体的に実行していくことが重要である。

こうした観点から、本重点計画の計画期間については、交通政策基本計画の計画期間との一致を図り、令和7（2025）年度までとする。

○第 1 章 社会資本整備を取り巻く社会経済情勢

以下、1. から 3. において、新型コロナウイルス感染症の拡大前から現れていた社会経済情勢の変化について列挙した上で、4. において、新型コロナウイルス感染症の拡大によってその傾向が強まったもの、その傾向が弱まったもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の拡大如何にかかわらず、引き続き重要な課題であり続けるものを整理した。

1. 国民の安全・安心を脅かす自然災害とインフラの老朽化

(自然災害の激甚化・頻発化、切迫)

我が国は、地形・地質・気象等の国土条件により、従来から自然災害による甚大な被害に見舞われてきた。こうした中、近年、地球温暖化による気候変動の進行により、短時間強雨の発生頻度が増え、氾濫危険水位を超える河川数や土砂災害の発生件数が増加するなど、水災害等が激甚化・頻発化している。今後も更なる降雨量の増加による洪水や土砂災害の激化が見込まれるとともに、平均海面水位の上昇や高潮のリスクの増大も予測されている。降雪・積雪は減少傾向がみられるものの、短期間で記録的な降雪となるリスクがある。

また、地震についても、我が国は世界の大規模地震の約 2 割が発生する地震多発国であり、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等の大規模地震の発生が切迫するとともに、こうした大規模地震と併せて、津波による甚大な被害も懸念される。

現に、第 4 次重点計画策定以降、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨等の風水害や、平成 28 (2016) 年の熊本地震、平成 30 (2018) 年の北海道胆振東部地震といった地震災害等が発生している。

さらに、火山についても、我が国は世界の活火山の約 1 割を有する世界有数の火山国である。過去、少なくとも概ね 100 年に一度以上は大規模噴火が起こっている中、大正 3 (1914) 年の桜島の大正大噴火以降、100 年にわたって大規模な噴火が起こっておらず、いつ大規模噴火が起こってもおかしくない状況にある。

平野の少ない我が国では、可住地が限られており、災害リスクの高い地域に人口や資産が集中している。また近年では、サプライチェーンの高度化・複雑化に伴い、災害時の交通ネットワークの途絶により、広域にわたり大規模な被害が発生している。

(インフラ老朽化の加速)

我が国のインフラは、その多くが高度経済成長期以降に整備されており、今後、建設から 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に増加する見込みである。施設を点検した結果、修繕などの措置を早急に行うことが必要な施設が多数存在している。

自然災害が激甚化・頻発化する中で、整備したインフラが事前防災として大きな効果を発揮するためには、平素からの維持管理が不可欠である。また、人口減少を見据えて将来にかかる

コストを可能な限り抑制するようインフラの維持管理・更新を計画的かつ適切に進めていくことが重要である。

また、我が国のインフラの多くを管理している市区町村では、土木部門全体の職員数が減少し、全国の4分の1の市区町村は技術系職員が配置されていないなど、メンテナンスに携わる人的資源が不足している。

2. 人口動態の変化とグローバル化の加速

(人口の減少・高齢化・地域的偏在)

日本の総人口は、2008年をピークに減少傾向にあり、2050年には約1億人にまで減少する見込みである。市区町村別にみると、2050年までに、中山間地域等を中心に全市区町村の約3割が人口半数未満に減少する見込みであり、人口が減少する地域では、医療・福祉等の生活サービス機能の維持が困難になる可能性がある。また、年齢階層別にみると、平均寿命の延伸等に伴い、2015年から2050年にかけて、高齢人口が454万人増加するのに対し、生産年齢人口は2,453万人、若年人口は518万人減少するなど、少子高齢化も深刻である。中でも大都市部では、高齢人口の増加が顕著であり、医療・福祉需要が拡大している。さらに、人口の地域分布を見ると、少なくとも2019年までは東京圏への転入超過傾向が概ね続いており、東京一極集中が構造的な課題になっている。

雇用面で見ても、中長期的には全国的に雇用環境の改善傾向が続いてきたものの、引き続き東京圏とその他の地域との間に所得格差等が見られるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により多くの地域の経済に深刻な影響が生じている。

こうした中、地方移住への関心が高まるとともに、外部から多様な形で継続的に地域と関わり、現地の人々と交流する「関係人口」の存在も、地域の活性化や課題解決にとって重要になっている。地域における多様な人々が互いを尊重しながら共生し、誰もが自分らしく暮らせる、包摂的な社会の実現がますます重要になっている。

また、障害者の社会参画が拡大しており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機として、障害者の活躍機会の創出、ユニバーサルデザイン⁹のまちづくり、「心のバリアフリー」の普及等に向けた機運が加速している。

加えて、少子化を踏まえ、子どもや子育て世代に優しい社会づくりの重要性が拡大しているほか、長寿化に伴い、シニア世代の活躍の場も拡大している。

⁹ 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方。

(グローバル化の進展)

アジア新興国等を中心とした世界経済の中長期的な拡大に伴い、経済分野での国際競争がますます激化している。我が国では、生産年齢人口の減少が続く中、持続的な経済成長を実現する上では、生産性の向上が不可欠であるが、我が国の労働生産性は他の先進国に比べ低いとの指摘がある。

我が国の産業基盤である交通ネットワーク等の整備は、あらゆる産業の生産性向上に資する。都市の経済成長は、我が国全体の成長力を牽引し、全国各地に裨益することから、一層の都市の国際競争力強化が必要である。「世界の都市総合力ランキング」¹⁰の2010年版と2020年版を比較すると、東京の順位は4位から3位に上昇する一方、大阪の順位は18位から33位に、福岡の順位は28位から43位にそれぞれ低下している。また、東京についても「移動の快適性」、「国際ネットワーク」等の項目で低位にある。

一方で、グローバル化は競争だけでなく、海外需要の拡大という機会ももたらしている。観光による交流人口が世界的に増加しており、国連世界観光機関（UNWTO）によれば全世界の国際観光客数は平成22（2010）年には9億人であったが、平成30（2018）年には1.5倍の14億人に到達した。また、令和12（2030）年には18億人に到達する予測となっており、成長する観光需要を我が国に取り込む必要がある。我が国でも、第4次重点計画策定時の平成27（2015）年、訪日外国人旅行者数は1,974万人であったが、令和元（2019）年には3,188万人にまで増加するとともに、都市部だけでなく地方部にも観光需要が波及している。また、新興国の人口増加や所得水準の向上等に伴い、質の高い我が国の食品等への需要も高まっており、例えば、農林水産物・食品の輸出額は令和元（2019）年には9,121億円に達し、7年連続で増加している。

また、新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長を背景に、今後の更なる拡大が見込まれている。とりわけアジアにおいては、アジア開発銀行（ADB）によれば、2016～2030年のインフラ需要は約3,000兆円と試算されている。

3. 新たな潮流

(デジタル革命の加速)

20世紀末以降、世界的にICT機器の普及が進み、AI、5G、クラウド等に至る革新的な技術の開発・社会実装が進むなど、デジタル技術が社会のあらゆる場面に広がり、人々の生活や経済活動のあり方が抜本的に変化してきた。今後、デジタル技術やデータのさらなる活用により、あらゆる分野・セクターにおいて生産性向上や新たなサービスの創出が進み、社会課題の解決やイノベーションが進むことが期待される。

¹⁰ (一財) 森記念財団

我が国では、「第5期科学技術基本計画」¹¹において、ICTを最大限に活用し、サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）とを融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」を未来社会の姿として共有し、その実現に向けた一連の取組を更に深化させつつ「Society 5.0」として強力に推進することとしている。また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」¹²においても、Society 5.0を「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と位置付け、国内外の情勢を踏まえて実現させていく必要があるとしている。

フィジカル空間の代表ともいえる社会資本整備分野においても、整備や維持管理に新技術を活用することでその高度化・効率化を図るとともに、インフラ自体に新技術を実装することでインフラのさらなる価値を発揮させることが求められる。

（グリーン社会の実現に向けた動き、ライフスタイルや価値観の多様化）

気候変動の社会経済活動への影響が生じている中、平成27（2015）年のパリ協定をはじめ、温室効果ガスの排出削減に向けた国際的な機運が急速に拡大している。我が国においても、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな経済成長につながるという発想の転換により、経済と環境の好循環をつくり出していくことが求められている。

また、地球温暖化緩和策のみならず、自然災害の激甚化・頻発化などの気候危機に対する気候変動適応策の推進を図ることが求められている。自然環境との共生に対するニーズが高まっており、日常の空間における自然環境との調和がますます重要になっている。

加えて、我が国の廃棄物の総量は減少傾向にあるものの、海洋ごみの問題に国際的な関心が集まるなど、循環型社会の形成は引き続き重要な課題である。

質の高い生活に対するニーズが拡大している。内閣府の「国民生活に関する世論調査」によると、「心の豊かさ」を重視する人の割合は年々高まっており、平成元（1989）年度には49%であったところ、令和元（2019）年度には62%にのぼっている。また、同調査では、日頃の生活の中で充実感を感じる時として、「家族団らんの時」や「友人や知人と会合、雑談している時」が上位にのぼっており、身近な人との交流へのニーズも高い。加えて、モノの所有よりも体験に価値を見いだす、「コト消費」の需要も拡大している。

4. 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和元（2019）年12月に中国湖北省武漢市で感染者が確認された新型コロナウイルス感染

¹¹ 平成28年1月22日閣議決定

¹² 令和3年3月26日閣議決定

症（COVID-19）は世界規模に拡大するとともに、その脅威は継続している。

これにより、デジタル化・オンライン化の遅れや、大都市において人口密度が高いことのリスク、特定国・地域に依存していたサプライチェーンの脆弱さなど、我が国における課題やリスク、これまでの取組の遅れが浮き彫りになった。また、人々の考え方や行動、暮らし方、働き方が大きく変容した。例えば、テレワークの進展等により、一定程度のコミュニケーションはオンラインで可能となる一方で、リアルな場ならではの交流の重要性も改めて認識された。また、「三つの密」を回避した「新たな日常」の構築が求められる中、例えば公園などのオープンスペースの重要性が改めて認識されるなど、人々のインフラに対する捉え方も変化した。さらに、医療提供体制や情報通信インフラの重要性も再認識された。

本章の1. から3. で記載した様々な社会経済情勢も、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その傾向がより強くなったものもあれば、その傾向が弱まったものもある。

社会経済情勢の変化の傾向が強くなったものとして、非接触が求められる中のデジタル化・スマート化の必要性、地方移住への関心の高まりや企業の地方移転、テレワークやクラウドソーシング等の柔軟な働き方の広がり、テレワーク等を活用した地方・郊外での居住、二地域居住等の複数地域での住まいを实践する動き、東京一極集中リスクの認識拡大、サプライチェーンの多元化や製造事業者の国内生産拠点の整備などが挙げられる。一方、東京圏への転入超過傾向などは、新型コロナウイルス感染症拡大前に比べ、弱まっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国内外を問わず、人の移動に制約が課されている。

これらの傾向の変化は、新型コロナウイルス感染症下における一時的なものとするか、それとも、新型コロナウイルス感染症収束後も引き続き続くものなのか、本重点計画策定後も引き続き注視していく必要があるが、デジタル化・スマート化や柔軟な暮らし方・働き方など、以前よりその必要性を指摘されていたものについては、新型コロナウイルス感染症による変化を契機として、関連する取組を強力に推進していく必要がある。

具体的には、i-Construction やスマートシティの社会実装等の社会資本整備のデジタル化・スマート化、「コンパクト・プラス・ネットワーク」等の多核連携型の国土づくり、バリアフリーやグリーンインフラ等の豊かで暮らしやすい地域づくりを進める必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症により、例えば、グローバルサプライチェーンについて、世界各地で寸断が生じ、物資の供給途絶や人材の移動の停滞等といった様々なリスクが顕在化したことを踏まえ、このようなリスクに強い社会経済構造を構築し、持続的な経済成長を実現する必要がある。

他方、国民の命と暮らしに関係のある自然災害リスクの増加、インフラ老朽化、人口減少・高齢化などは、引き続き重要な課題であり、どのような状況であっても、総力を挙げて取り組んでいく必要がある。

○第2章 今後の社会資本整備の方向性

1. 概ね 10 年から 20 年先を見据えた社会資本整備の中長期的な目的

(我が国が目指すべき中長期的な方向性)

戦後から高度経済成長期においては、経済的な豊かさが優先されていた。一国の経済規模が拡大することが、国民の生活の向上に直結すると捉える向きも多かった。しかし、経済面では豊かとなり、人々の価値観も多様化し、精神面など経済以外の豊かさも重視されるようになってきている。第1章3. で記載したとおり、近年は「心の豊かさ」を重視する者が増加している。

特に、近年は毎年のように起こる大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大により、「いのち」の重さ、暮らしの在り方、働き方、住まい方など、生き方を見つめ直す機会となっている。また、デジタル技術の進展により、職場に通わず自宅やシェアオフィスでテレワークを行う「職場と仕事の分離」の環境が整うなど、これまで当たり前とされていた生活様式が見直され始めている。

さらに、平成 27 (2015) 年 9 月に国連総会で採択された SDGs (持続可能な開発目標) は、経済だけでなく社会、環境の 3 側面から捉えることのできる 17 のゴールを設定し、これらを統合的に解決しながら持続可能でよりよい未来を築くことを目標としており、我が国においても、目標達成に向けた取組を推進している。

大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大により、「いのち」と真正面に向き合う今だからこそ、物質的な豊かさの指標のみにとらわれるのではなく、デジタル革命の加速や、気候変動も踏まえた SDGs への関心の高まり等といった時代感も背景に、我が国が目指すべき中長期的な方向性として、「真の豊かさ」を追い求めていくことが重要となる。

「真の豊かさ」とは何か。一例ではあるが、暮らしやすい、働きやすい、子育てがしやすい、自分に見合った働き方ができる、住みたい場所に住める、人生の各ステージにおいて望ましい暮らし方ができる、生きがいや働きがいなど自らが価値を感じるものを追い求めることができる、個々人の価値観が尊重され多様な人が活躍する、デジタル技術の活用により利便性が向上する、地域色豊かな文化がある、自然環境などの保全・再生・創出・維持管理がなされている、などが挙げられるだろう。

このように、①時間・空間・生活ともにゆとりがあり、子育て環境をはじめとする生活の基本的な要素が充実している、②自由度が高く、人生の各ステージで様々な選択肢の中から望ましい働き方、暮らし方を選択できる、③多様な価値観が認められ、かつ、その交流が新たな価値を創造する、④国際的に見ても魅力的で競争力のある地域を育む、など「真の豊かさ」を実感できる社会を構築していく必要がある。

(社会資本整備の中長期的な目的及び取組の方向性)

このような「真の豊かさ」の実現に、社会資本整備はどのような役割を果たすことができるか。

社会資本整備の役割として、短期的に経済全体を拡大させ景気を下支えするというフロー効果もあるが、その本来の役割は、ストック効果の発現を通じ、国民の安全・安心、持続可能な地域社会、持続可能な経済成長の基盤を提供することである。第4次重点計画においても、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」との考えを提示したところであるが、第4次重点計画策定以降、激甚化・頻発化する自然災害や新型コロナウイルス感染症により、インフラが本来の役割を果たすことの重要性は一層高まっている。

社会資本整備がこのような本来の役割を果たすことこそが、「真の豊かさ」の実現の基盤となるとの考えに立ち、本重点計画においても、社会資本整備の中長期的な目的を、インフラが「国民の安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」という3つの役割を果たすことと位置付ける。すなわち、国民の安全・安心を確保することにより、命や暮らしに対する不安やリスクが軽減される。また、持続可能な地域社会を形成することにより、生活に必要なサービスを受けられ、時間・空間・生活ともにゆとりのある豊かな暮らしが実現できる。さらに、経済成長の実現に向けた基盤を構築することにより、経済が成長し、雇用や所得が安定的かつ持続的に確保されることにつながる。

なお、これらの目的の実現に向けては、ストック効果を最大限発揮できるよう、選択と集中の徹底を図りつつ、重点的に整備を行うことが必要である。

2. 計画期間内（5年）の社会資本整備の目標

10年・20年先を見据え、社会資本整備の3つの中長期的な目的（「安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」）を達成するためには、社会経済情勢の変化を踏まえ、さらにそれらを取組む形で、本重点計画期間内（5年間）に取組を進めなくてはならない。

このため、第1章で挙げた社会経済情勢の変化の各々に対応する形で、本重点計画期間内で達成すべき短期的な目標として、以下の通り6つの目標を設定する。

- ・第1の目標：防災・減災が主流となる社会の実現
- ・第2の目標：持続可能なインフラメンテナンス
- ・第3の目標：持続可能で暮らしやすい地域社会の実現
- ・第4の目標：経済の好循環を支える基盤整備
- ・第5の目標：インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）

- ・第6の目標：インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上

第4次重点計画と比較すると、本重点計画では、デジタル革命の加速やグリーン社会の実現に向けた動き、新型コロナウイルス感染症等の社会経済情勢の変化を先取りして対応していくため、第5の目標と第6の目標を新たに設定している。

これらの6つの短期的目標を達成することは、先に挙げた中長期的な目的（「安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」）の達成につながるものである。すなわち、第2の目標は、インフラの機能維持を通じて、3つの中長期的な目的の達成に向けた基盤となる。その基盤の上で、第1の目標は「安全・安心の確保」の達成に、第3の目標は「持続可能な地域社会の形成」の達成に、第4の目標は「経済成長の実現」の達成に資することとなる。さらにその上で、第5の目標、第6の目標は、インフラの新たな価値の発現を通じ、3つの中長期的な目的の達成を促進することになる。加えて、第5の目標、第6の目標は、社会資本整備の観点を超えて、それぞれ、我が国のデジタル社会の実現や2050年カーボンニュートラルの実現に資するものである。

第3章において、それぞれの目標ごとに、その目標の達成によって実現される社会の絵姿を「目指すべき姿」として記載するとともに、関連する政策分野の現状と、目標の達成に向けて課題となっている点を「現状と課題」に記載し、その課題を解消し、目指すべき姿を実現するための「政策パッケージ」を設定している。

3. 計画期間内（5年）の社会資本整備の目標を達成するための取組の方向性

厳しい財政制約や人口減少、技術革新、ライフスタイルや価値観の多様化という社会情勢の変化を踏まえれば、計画期間内（5年）の6つの短期的目標の達成に向けて、ストック効果を最大化させることが必要不可欠である。このため、財政健全化との両立を図りつつ、（1）「3つの総力」を挙げて社会資本整備を深化させるとともに、（2）インフラを国民が持つ「資産」として捉え、インフラを「経営」という発想に立ち、整備・維持管理・利活用の各段階において、工夫を凝らした取組を実施し、インフラの潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造する、という新たな取組を行うこととする。

（1）「3つの総力」を挙げた社会資本整備の深化

（主体の総力・手段の総力・時間軸の総力）

厳しい財政制約や人口減少の下、社会資本整備のストック効果を最大化させるためには、「3つの総力」を挙げ、社会資本整備を深化させる必要がある。

「3つの総力」のうちの1つ目は「主体の総力」である。省庁間の縦割りの打破を図るとともに、都道府県や市町村等の地方公共団体との連携強化、民間のノウハウや能力の積極的な活

用、インフラの利用者となる住民の積極的な関与を促すなど、様々な主体が連携して、社会資本整備に取り組む。なお、様々な主体の連携に際し、当然、その中心となる主体は施策により異なってくる。施策に応じ、それぞれの主体の役割分担を明確化し、適切かつ効果的な連携体制を築くとともに、緊密な情報共有等を行うことが重要である。

2つ目は「手段の総力」である。ハード施策とソフト施策を組み合わせることにより、インフラのストック効果を最大化させていくことに加えて、デジタル革命の加速化、新技術の発現、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、デジタル技術の社会実装は喫緊の課題となっていることから、社会資本整備分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を果敢に進めていく。特に、施策の推進に当たっては、これまで蓄積されてきた技術や情報をしっかりと活用するとともに、大学や研究機関、産業界とも連携し、施策を深化させていく必要がある。さらに、社会資本整備分野における技術研究開発を促進し、開発された技術の導入・実用化を図ることに加え、技術政策全般を総合的に俯瞰し、事業・施策と一体的に推進するため、「技術政策を支える人材育成」、「技術に対する社会の信頼の確保」に取り組む。加えて、伝統的な知恵や技術を活用することも重要である。例えば、自然の性質を活かして災害をいなしてきた古来の知恵に学びつつ、グリーンインフラやEco-DRR¹³等の取組を進めていく。

3つ目は「時間軸の総力」である。「インフラをいかに整備するか」、「いかに維持管理するか」ということを個別個別に考えるのではなく、例えば、整備段階において「インフラを効率よく維持管理するためにはどのような構造が良いか」といったことや「将来的にインフラを観光目的として活用するためにはどのような構造が良いか」といったことを念頭に置いた上で整備を行うなど、将来の維持管理・利活用まで見据えた取組を行うことで、インフラの潜在力を引き出す。

この「3つの総力」の具体例として、「安全・安心の確保」の分野で言えば、防災・減災が主流となる安全・安心な社会の実現に向け、あらゆる関係者が協働したハード・ソフト一体の水災害対策である「流域治水」や、自然災害リスクを踏まえたまちづくりを推進していく。「持続可能な地域社会の形成」の分野で言えば、豊かで暮らしやすい魅力的な地域社会の実現に向け、コンパクトなまちづくりと交通ネットワーク形成の連携などに取り組んでいく。「経済成長の実現」の分野で言えば、物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化を進めていく。

（PPP/PFIの積極活用）

PPP/PFIは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本の整備を行うとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するための手法である。そのため、「3つの総力」を結集する際は、PPP/PFIを積極的に活用していくことが重要である。

¹³ 生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）の略。

平成 25 (2013) 年 6 月に民間資金等活用事業推進会議で「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」を策定以降、コンセッション方式など多様な PPP/PFI の案件形成を推進している。コンセッション方式については、空港、下水道、道路及び MICE 施設等において、民間事業者による資金、経営能力、ノウハウ等を活用した運営が実施されている。コンセッション方式の導入は、運営権対価の収受や維持管理コストの削減など公的負担の抑制の観点だけでなく、民間の経営能力・ノウハウ等の活用を通じて既存の社会資本の機能を最大限に発揮することによりストック効果を最大化し、持続可能なサービスを提供するという社会資本整備の観点に着目することが重要である。引き続き、政府方針に基づきコンセッション方式の導入を推進する。

また、地方公共団体において厳しい財政制約下で技術系職員の減少やインフラの老朽化等の課題を抱える中で、日常生活を支えるキャッシュフローを生み出しにくいインフラについても、民間の技術やノウハウを活用するなど官民が連携して持続可能な維持管理を実施し、社会資本の機能を発揮していく必要がある。インフラの維持管理における包括的民間委託等の官民連携事業については、引き続き、事業の導入に係る課題や効率的な導入方法等を検討し、社会資本が果たすべき役割・機能を踏まえ、地域の実情に応じて推進していく。

PPP/PFI 事業を推進する上では、インフラの設計や維持管理において、住民ニーズや地域の課題・実情に精通した地元企業の積極的な参画を促し、官民が連携して地域経済社会の活性化や社会的課題の解決に繋げて地域経済の好循環を実現することが重要である。このため、地元企業の参画に向けて、地域における PPP/PFI 事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの取組を推進するとともに、民間事業者の提案に対するインセンティブ付与等や地域貢献等の観点からの発注方法の工夫等も有用と考えられる。

引き続き、地方公共団体における多様な PPP/PFI の案件形成を推進するとともに、地域プラットフォーム等の活用による横展開を促進する。

(2) 「インフラ経営」により、その潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造する

第 4 次重点計画においては、「機能性・生産性を高める戦略的インフラマネジメントの構築」や「予防保全を基軸とするメンテナンスサイクルの構築・実行」、「既存施設を賢く使う取組」などを提唱したところである。その後 5 年間において、デジタル技術がさらに進歩するとともに、ライフスタイルや価値観の多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域社会や暮らしの在り方、働き方、住まい方が変化してきている。

こうした社会情勢の変化に加え、今後、人口減少がさらに進み、厳しい財政制約が課される中で、国民の生活に必要なインフラの持続可能性を高めるためには、インフラを国民が保有する「資産」として捉え、インフラを「経営」する発想が必要となってくる。特に、地方部においては、人口減少が進む中で、このような発想に転換することは必要不可欠である。

ここで言う「経営」とは、いわゆる企業における経営のことを指すのではない。インフラを「経営」するとは、「インフラを、国民が持つ『資産』として捉え、インフラのストック効果をいかに最大化させるかという観点から、整備・維持管理・利活用の各段階において、工夫を凝らした新たな取組を実施することにより、インフラの潜在力を引き出すとともに、インフラによる新たな価値を創造し、持続可能性を高めること」を意味する。また、ここでいうインフラとは、個別のインフラについてのみ考えるのではなく、1つの地域、市区町村、都道府県、国という広域的な単位で見た場合の総称的な意味でのインフラも含む。また、その「経営」主体は、インフラの設置者や管理者だけにとどまらず、住民一人一人が、インフラを「我が物」として捉え、その維持管理に主体的に参画することや、積極的に利活用することも含む。

具体的には、既存のインフラの維持管理段階においては、新技術の活用や予防保全への本格転換、集約・再編等により、インフラの効率的な維持管理や、総量・コストの全体の最適化を図り、整備が必要なものの財政制約から整備が進んでいなかった箇所への投資余力や、10年・20年といった将来の社会資本整備の投資余力を確保する。また、既存のインフラの利活用の段階においては、自然災害時に避難場所や遊水地等として活用するなどの取組を進めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を取り入れ、例えば、道路空間をオープンカフェのように複合的に利活用することや、インフラを観光資源として活用することで、インフラの新たな価値を発現し、地域振興や交流の創出に繋げる。その際、インフラ空間の活用を通じて収益を得る取組も進めていく必要がある。そして、新規インフラの整備段階においては、これまで述べたような維持管理・利活用も見据えた整備を実施しつつ、経営的な観点から使用料金の設定も積極的に検討する。

こうした一連の流れにより、将来を見据えた整備がなされ、それを踏まえて最適な維持管理・利活用がなされるという、社会資本整備の「正のスパイラル」を生み出す。「正のスパイラル」によりストック効果が最大化され、幾世代にもわたり国民が豊かで安全な生活が実感できる国土づくりを実現していく。

4. 持続可能で質の高い社会資本整備を下支えするための取組

「はじめに」で述べたように、社会資本整備は、短期的視点ではなく、10年・20年と中長期的な見通しを持って、戦略的・計画的に取り組んでいく必要がある。そのためには、社会資本整備に必要不可欠な「公共投資」と「担い手」をしっかりと確保していくことが重要であり、以下（1）及び（2）でそれぞれについて言及する。

（1）戦略的・計画的な社会資本整備のための安定的・持続的な公共投資

社会資本整備は、「安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」の基盤となるものである。社会資本を整備し、不断の維持管理・更新を行うことにより、時代を越えてその役割を果たし続け、中長期的に我が国の生活や社会経済活動の礎となる。このた

め、社会資本整備は、中長期的な見通しを持って、戦略的・計画的に進めていく必要がある。

こうした戦略的・計画的な社会資本整備を実現するためには安定的・持続的な公共投資の見通しが必要であり、これは社会資本整備の担い手となる建設産業の人材確保・育成等を図る観点からも重要である。

とりわけ、我が国は、急峻な山脈を多く有し、自然災害が多発するなど脆弱な国土条件下にあるため、例えば耐震対策がより必要となったり、トンネル等の構造物の比率が高くなったりするなど、建設コストが主要先進国に比して高くなる要因も存在する。さらに近年は、激甚化・頻発化する自然災害、加速化するインフラ老朽化、さらには新型コロナウイルス感染症を契機としたリスクに強い社会経済構造の構築や持続的な経済成長の実現等といった様々なリスク・課題への対応の必要性が高まっており、引き続き、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を確保することが求められる。

これらの実施に必要な財源のあり方については、PPP/PFI等の民間資金の活用を推進するとともに、受益者負担を求めうる分野については、社会経済状況の変化や脱炭素社会の実現に向けた取組、海外における利用者負担等に関する状況等を踏まえつつ、利用実態に即した適切な負担のあり方についての検討を進める。また、それ以外の分野についても、特に気候変動による災害リスクの増大への対応の必要性等を踏まえつつ、適切な負担のあり方についての検討を行う。

(2) 社会資本整備を支える建設産業の担い手の確保及び育成、生産性向上

(建設産業の役割及び目指すべき姿)

建設産業は、社会資本の整備・維持管理等を通じて国民生活の向上や経済の持続可能な成長を支えるとともに、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を下支えする重要な役割を果たしてきた。また、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の更なる推進が求められる中、地域の安全・安心を担う建設産業の役割はますます大きなものとなっている。

一方、建設産業の担い手について見ると、例えば建設工事従事者の労働時間は、近年は改善傾向にあるものの、依然として他産業に比べて長く、また、他産業で一般的となっている週休2日の確保も十分ではない状況にある。日本社会が直面する少子高齢化を踏まえると、中長期的にこのような状況が続き必要な人材を確保できない場合や、これに応じた生産性の向上等が実現されない場合には、将来、建設産業が国民の求める役割を安定的に果たしていくことが困難となる可能性も懸念される。また、本章1. で述べた通り、国民のニーズの多様化・高度化等に伴い、質の高い社会資本整備への期待がますます高まっているほか、デジタル技術の進展等に伴い、建設産業における業務のあり方そのものの変革(DX)を進めることが求められる。

このため、今後の建設産業は、担い手の処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を一層推進することにより、中長期の視点から担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠である。

若者や女性の入職・定着の促進、高年層が働きやすい環境の整備、業界全体のパフォーマンスの向上等を進め、潜在的な担い手を持続的に惹きつけるとともに、現行の担い手が長く働き続けたいと思うような、魅力的な産業へと転換していく必要がある。

また、高い生産性の下で良質な建設サービスを提供する産業へと進化することも必要であり、これにより、働き手に誇りや働きがいをもたらされ、ひいては担い手の呼び込み・定着にも資するものと考えられる。

なお、コロナ禍においても、建設産業は国民が最低限の生活を送るために不可欠なサービスであることから、社会経済活動の制限が一定程度必要とされる状況においても、現場での「3密」回避や作業従事者の健康管理を徹底することにより、最低限の事業継続が確保されることが必要である。同時に、生産性向上のみならず感染防止の観点からも、非接触やリモート化に資するデジタル技術の開発や導入を推進していくことが重要である。

(担い手の確保・育成)

建設産業の担い手の確保・育成のためには、建設労働市場の実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定により、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることが重要である。また、従事者の給与面等での処遇改善の観点から、下請代金のうち労務費相当分の現金払いや、社会保険加入の徹底を促進する。

また、前述の通り、建設工事従事者の労働時間が依然として他産業に比べて長いことに加え、平成30(2018)年に成立した「働き方改革関連法」¹⁴による改正労働基準法に基づき、建設産業についても、令和6(2024)年度から時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることとなっている。このため、従事者の長時間労働を是正するとともに、週休2日の実現に向けて休日確保することが必要である。

具体的には、新・担い手3法¹⁵による改正建設業法における著しく短い工期による請負契約の締結の禁止に関する新たな規定や、「工期に関する基準」¹⁶について周知徹底を図ること等により、工期の適正化を推進する。また、公共工事においては、年度内の工事量の繁閑の差が大きいと建設企業の安定的な経営や適正な処遇への支障等が生じることから、債務負担行為や繰越明許費の適切な活用による翌年度にわたる工期の設定や、中長期的な発注見通しの作成・公表などにより、公共工事における施工時期の平準化を一層推進する。その際、特に地方公共団体の取組や進捗の状況を「見える化」し、地方公共団体による自発的な取組を促すとともに、先進的な取組事例の周知・普及等に努める。また、依然として建設現場で重大な労働災害等が発生していることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保のための取組を引き続き推進

¹⁴ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）

¹⁵ 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）」

¹⁶ 令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告

する。さらに、多様な人材が現場で活躍できるよう、引き続き女性の定着促進や、特定技能外国人制度の普及等を通じた外国人材の受入環境の整備と活用の促進等に取り組む。

このほか、優秀な若手技術者等が早期に活躍できる環境整備、若者の建設産業への入職意欲に働きかける戦略的な広報、学校におけるキャリア教育等への建設企業の協力の促進を図る。

なお、前述の安定的・持続的な公共投資の見通しは、建設産業の担い手の確保・育成の面からも非常に重要である。

(建設産業の生産性向上)

建設現場の生産性を令和7（2025）年度までの2割向上を目指し、施工時期の平準化、建設キャリアアップシステムの普及・活用、3次元データ・ICT技術等を活用した i-Construction の推進等により、施工と維持管理の更なる効率化や省人化・省力化を進めるとともに、建設機械の普及等によるコスト縮減を含め生産性向上の取組を進める。このため、BIM/CIM¹⁷の活用や5Gを用いた無人化施工等の現場実装の推進、AI・IoT等の先端技術の開発促進、オープンイノベーションの推進、現場ニーズと技術シーズのマッチングの推進などに取り組む。

(建設キャリアアップシステムの普及促進)

建設産業における中長期的な担い手の確保・育成を図るためには、技能労働者がキャリアパスや処遇について将来の見通しを持ちながら、働きがいや希望をもって働くことができる環境を構築するとともに、ダンピング受注¹⁸が起こりにくい市場構造を構築し、業界全体として人材への投資や賃金設定が適切に行われる好循環を生み出すことが重要である。

このため、担い手の技能・経験の見える化や適正な能力評価を業界横断的に進めるための「建設キャリアアップシステム（CCUS）」について、建設産業の持続的な発展のための業界共通の制度インフラとして普及を促進し、令和5（2023）年度からの建設業退職金共済制度のCCUS活用への完全移行とそれに連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

併せて、公共工事において率先してCCUSの活用を促す見地から、国や地方公共団体等が発注する工事において、CCUSの活用状況を評価するモデル工事の実施や総合評価落札方式における加点等の取組の促進を図る。

加えて、技能労働者の処遇改善に資する観点から、技能労働者の技能と経験に応じてレベル分けを行う能力評価制度の活用を更に進めるとともに、能力評価制度と連動した専門工事業者の施工能力の見える化を推進し、技能労働者の処遇改善や人材投資を行う建設企業が適正に評

¹⁷ 測量・調査、設計段階から3次元モデルを導入することにより、その後の施工、維持管理・更新の各段階においても3次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にし、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るもの。

¹⁸ その請負の額によっては工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を指す。

働され選ばれる環境を整備する。

技能労働者の賃金上昇につながるような好循環を生み出すべく、専門工事業団体等による、レベル別の賃金目安の設定と、賃金目安に応じた賃金支払いの原資確保のための見積りの適正化や元請による見積り尊重の促進・徹底を図る。

また、CCUS は、施工体制台帳の作成機能の活用等により、事務の効率化や書類削減などにも資するものであり、その普及を通じて、建設産業の生産性向上への寄与を図る。

(公共工事の品質確保と担い手確保に向けた発注者による取組の推進)

公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるためには、適正な利潤を確保することができる環境整備が重要である。平成 26 (2014) 年の担い手 3 法改正¹⁹も相まって、予定価格の適正な設定や歩切りの廃止が進み、企業の受注環境にも一定の改善が見られた。引き続き、担い手 3 法に基づき、予定価格の適正な設定、ダンピング受注を防止するための低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用等を徹底する。

依然として残る長時間労働等の課題に対応するため、令和元 (2019) 年に新・担い手 3 法改正が成立したところである。これを踏まえ、地方公共団体等を含めた発注者の実態把握やフォローアップ等を通じて、前述の工期の適正化や施工時期の平準化等を通じた働き方改革を推進するとともに、発注関係事務を適切に実施するための体制の整備や発注者間の連携強化等を推進する。また、災害時の地域の守り手としての建設産業の役割を踏まえ、発注者と建設業者団体等による災害協定の締結を通じた連携などを促進するとともに、災害時においては、随意契約等、緊急性に応じた発注者の適切な契約・入札方法の選択を促進する。

これらの実施に当たっては、地方公共団体、特に市区町村の発注する工事における取組を促進するため、入契法²⁰等に基づき、定期的に入札契約の適正化に関する取組状況の把握を行うとともに、都道府県公契連²¹等との更なる連携体制の強化を通じて、市区町村に対して直接に改善の働きかけを行うなど、地方公共団体発注工事における入札契約の適正化の更なる推進を図る。

加えて、地域における社会資本の維持管理体制の確保の必要性や、発注者側の技術的支援のニーズ等も踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約制度の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる適用する取組を促進する。

¹⁹ 「建設業法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 55 号)」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 56 号)」

²⁰ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号)

²¹ 都道府県公契連：公共工事契約業務連絡協議会その他の各都道府県が主催し管内市区町村の公共工事契約担当官が参画する会議。

○第3章 計画期間における重点目標、事業の概要

第1節 重点目標と政策パッケージについて

第2章2.において設定した、計画期間内（5年）における6つの目標について、それぞれの重点目標ごとに、その目標達成に向けて必要な事業横断的な19の政策パッケージを設定した上で、重点的に取り組む具体的な事業・施策を明らかにする。

重点施策については、客観的なデータに基づき把握可能なものについてはできる限り、その達成状況を定量的に測定するための指標²²を設定するとともに、このうち、当該政策パッケージの全体的な進捗状況を示す代表的な指標については、KPI（Key Performance Indicator）として位置付ける。また、国民の視点に立ち、達成によって実現されることを分かりやすく提示する観点から、各KPIに<>を付記し、当該施策の目的を簡潔に記載した。

なお、指標については、徐々に知見を蓄積して手法の高度化を進めるとともに、現時点では達成状況を定量的に測定するための指標の設定が困難な施策についても、データ収集や参考事例の蓄積等に努める。

また、例えば、海岸や離島等を適切に管理することによる我が国の領土や領海、排他的経済水域の保全、日常的・継続的な対応が求められる発生頻度の比較的高い交通事故や災害への対策、離島・半島・豪雪地域等の条件不利地域や北方領土隣接地域等における地域特性に即した自立的発展・活性化等に向けた取組については、我が国の存立基盤である領土や国土を保全し、国民の安全・安心を確保して日々の生活・活動を支えるために、計画期間にかかわらず、今後とも効果的な取組を弛まらず着実に進めていくことが重要である。

加えて、令和3年度から7年度までの5年間に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的かつ集中的に講ずる対策として閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた取組について、同対策に沿って中長期の目標を定め実施し、防災・減災、国土強靱化の更なる加速化・深化を図っていく。

²² 関連する他の計画等において設定された指標を引用するもので、目標年次が本重点計画の期間中又は計画期間を超える数値指標については、目標年度は必ずしも統一されていない。

第2節 個別の重点目標及び事業の概要について

1. 重点目標1：防災・減災が主流となる社会の実現

<目指すべき姿>

激甚化・頻発化する、または切迫する風水害・土砂災害・地震・津波・噴火・豪雪等の自然災害に対し、強くてしなやかになるようにする対策がなされ、国民が安心して生活を送ることができる社会をつくる。

<現状と課題>

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害については、防災・減災が主流となる社会を目指し、河川等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む必要がある。また、これまでの治水計画等は過去の降雨実績や潮位に基づき定められてきたが、将来の気候変動の影響による降雨量の増加や海面水位の上昇を考慮した計画へと見直す必要がある。

さらに、例えば想定最大規模降雨により荒川が氾濫した場合、広域かつ深い浸水となり、ライフラインが長期にわたり停止するため、社会経済への甚大な影響が発生すると予測される。そのため、これらを未然に防ぐ取組が必要である。

また、過去、災害リスクの高いエリアでも宅地開発等が行われてきたことから、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンの指定推進を図るとともに、防災の観点から、住まい方の工夫や土地利用の規制・誘導が必要である。

加えて、各種ハザードマップの整備が進んでいるものの、リスク情報空白域が残っていることから、その解消を進めることなどにより、住民自らの居住や企業の立地を含めた行動に結びつけることが必要である。さらに、損害保険等の金融的手法により、これらの取組を加速することが必要である。

なお、「流域治水」等の推進に当たっては、水災害によるリスクや流域での取組を分かりやすく伝えることで、企業や住民などのあらゆる関係者が協働して取り組むことを促進することも重要である。

地震災害については、首都直下地震等の発生時に甚大な被害が想定されることから、密集市街地の改善整備や、住宅・建築物及び公共土木施設等の耐震化が喫緊の課題である。津波災害についても、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクに備え、最大クラスの津波に対する、ハードとソフトの施策を組み合わせた多重防御による対策の推進が必要である。火山については、ひとたび噴火が生じると、甚大な被害が広範囲かつ長期にわたって生じる場合があることから、平時からのハード・ソフト両面にわたる対策が必要である。

なお、地震災害と津波災害が複合的に発生したり、洪水と土砂災害が複合的に発生するなど、

災害が複合的に発生することにより、被害が甚大になるおそれがある。こうした複合災害から命を守るためには、身のまわりにどのような災害が起きる危険性があるのか、どこへ避難をすればよいのか、事前に備えることが重要である。そのため、防災に役立つ様々なリスク情報や全国の市町村が作成したハザードマップを活用できるようにするための情報発信を充実していく必要がある。

さらに、近年の激甚化した災害においては、交通機能が長期にわたって損なわれ、社会・経済活動に大きな影響を与える事態が発生していることから、交通ネットワークの多重性・代替性の確保など、交通・物流の機能確保を推進する必要がある。

また、気候変動に伴い災害が激甚化・頻発化する中で、より効率的な土砂災害対策を進める必要があることから、国直轄の砂防事業については概成した箇所から本来の管理者である都道府県への引き継ぎを進め、緊急性・重要性を踏まえた直轄砂防事業の重点化を図る必要がある。

併せて、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害による被害が生じる中、地方公共団体だけでは対応できない場合が多くあり、国と地方公共団体の連携がますます重要になっている。また、災害時の地域の担い手としての建設産業の存在も重要である。

＜政策パッケージ＞

【1-1：気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進】

国民の安全・安心を確保するため、関連法制等に基づき、国、都道府県、市町村、地域の企業、住民など、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進める。

河川管理者や下水道管理者等が主体となって行う治水対策を加速することに加え、関係省庁・官民が連携して、利水ダムを含む既存ダムやため池の洪水調節機能の強化、水田等による雨水貯留浸透機能の活用、森林整備・治山対策等を進める。

災害ハザードエリアにおける開発抑制、同エリアからの移転促進、まちなかの防災対策・安全確保策の強化などにより、防災・減災のための住まい方や土地利用を進めるとともに、将来の土地利用の変化を見据えながら、より効果的なハード整備を図る。特に、東京湾をはじめ、背後に人口・資産が集中する重要な沿岸等においては、気候変動の影響を考慮した新たな計画に基づいた気候変動適応策を推進する。

災害時における救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、道路構造物の流失防止対策を進める。

(重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標 (KPI))

[1] <水害に強い地域を作る>一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数

令和元年度 0 → 令和7年度 約550

[2] <水害の被害を軽減させる>一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率

(一級) 令和元年度 約65% → 令和7年度 約73%

(二級) 令和元年度 約62% → 令和7年度 約71%

[3] <水害の被害を軽減させる>事前放流の実施体制が整った水系の割合

令和元年度 0% → 令和3年度 100%

[4] <災害時の救命活動等を支える道路を確保する>緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備率

令和元年度 0% → 令和7年度 約28%

[5] <水害に強い地域を作る>防災指針を作成する市町村数

令和2年度 0 → 令和7年度 600

重点施策	指標
(水害対策)	
・あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の推進	[KPI-1] ・一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数 R元年度 0 → R7年度 約550
	・あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数 R元年度 536 → R7年度 約900
・事前防災等による水害発生防止	[KPI-2] ・一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 (一級)R元年度 約65% → R7年度 約73% (二級)R元年度 約62% → R7年度 約71%
・利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	[KPI-3] ・事前放流の実施体制が整った水系の割合 R元年度 0% → R3年度 100%
・災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策を推進	[KPI-4] ・緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備率 R元年度 0% → R7年度 約28%
・コンパクトなまちづくりと合わせて、防災・減災対策を推進し、居住を誘導する地域の安全確保を図る	[KPI-5] ・防災指針を作成する市町村数 R2年度 0 → R7年度 600
・気候変動の影響を考慮した治水計画策定の推進	・気候変動の影響を考慮した河川整備計画の策定数 R2年度 0 → R7年度 約20
・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進（下水道整備等）	・下水道による都市浸水対策達成率 R元年度 約60% → R7年度 約64% ・ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数 R元年度 約170地区 → R7年度 約200地区 ・水害時における下水処理場等の機能確保率 R元年度 0% → R8年度 100%
・地下空間の避難確保・浸水防止対策の推進	・最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数 R2年度 846 → R7年度 972

<ul style="list-style-type: none"> ・激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける自己業務用施設の開発を原則禁止の対象に追加することで、災害ハザードエリアにおける開発抑制を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害レッドゾーンにおける危険な自己業務用施設に係る開発許可件数 H28年～H30年の年間平均 19 → R4年度 0
<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能移転や防災機能強化等による災害に強い市街地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に取り組む対策実施率 R2年度 0% → R7年度 70%
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の豪雨対策、浸水対策を重点的に推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策の完了率 R2年度 33% → R7年度 85%
	<p>〔KPI-9〕 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率 R2年度 40% → R7年度 70%
<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスク情報空白域の解消の推進 	<p>〔KPI-37〕 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数 R2年度 2,027 → R7年度 約17,000
<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスク情報の公開推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が運用するシステムにより、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を公開している河川数 R2年度 599 → R7年度 約17,000
<ul style="list-style-type: none"> ・産学官が持つ技術やノウハウ、人材・資金等のリソースを最大限活用した気象予報の予測精度向上等に向けた技術・観測予測システム開発及び気象データ利活用促進 	<p>〔KPI-12〕 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風予報の精度（台風中心位置の予報誤差） R2年度 210km → R7年度 180km
<ul style="list-style-type: none"> ・新技術を活用した河川管理の高度化による防災・減災の取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準水位・流量観測所における自動流量観測導入率 R2年度 8.7% → R7年度 100%
<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりのための事前準備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりのための事前準備に取り組んでいる地方公共団体の割合【再掲】 R2年度 55% → R7年度 75%

<ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの洪水に対応した洪水浸水想定区域の指定、ハザードマップの作成、訓練実施の推進 	<p>〔KPI-11〕 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン²³作成講習会等）を実施した市区町村数 R2年度 388 → R7年度 1,388
<ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成の推進 	<p>〔KPI-11〕 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 R元年度 15 → R7年度 約800
<ul style="list-style-type: none"> 高台まちづくり（高規格堤防）の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> まちづくりにおける避難路・避難場所等の整備 	
<ul style="list-style-type: none"> 災害ハザードエリアからの移転の促進 	
<ul style="list-style-type: none"> メディアとの連携による住民自らの避難行動につながる情報提供の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業における改良復旧の活用による施設の機能強化 	
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響を考慮した下水道計画策定の推進 	
<ul style="list-style-type: none"> 危機的渇水・自然災害時における水の安定供給 	
<p>（高潮対策）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 海面上昇等の気候変動影響に適応した海岸保全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の数 R元年度 0 → R7年度 39
<ul style="list-style-type: none"> ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防等の整備率 R元年度 53% → R7年度 64%
<ul style="list-style-type: none"> 海岸侵食の防止・砂浜の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数 R2年度 1 → R7年度 20
<ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの高潮に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 高潮浸水想定区域を指定している都道府県数 R2年度 5 → R7年度 39
	<p>〔KPI-11〕 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数 R2年度 5 → R7年度 95

²³ 台風の接近等によって河川水位が上昇する時に、住民一人一人の家族構成や生活環境に合わせて「いつ」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のこと。

(土砂災害対策)	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のくらしに不可欠なライフラインを保全する土砂災害対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要なライフライン施設が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率 R元年度 約29% → R7年度 約33%
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中心集落等を結ぶ重要交通網を保全する土砂災害対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要交通網が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率 R元年度 約23% → R7年度 約27%
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中心集落における市町村役場等を保全する土砂災害対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所、町役場及び支所が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率 R元年度 約30% → R7年度 約36%
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害を対象としたハード・ソフトの施策を組み合わせ土砂災害に強い地域づくり、及びハザードエリアからの居住移転を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数 R元年度 0箇所 → R7年度 約56,000箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、道路法面や盛土の土砂災害防止対策を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備率【再掲】 R元年度 約55% → R7年度 約73%
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の豪雨対策を重点的に推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面の崩壊防止対策の完了率 R2年度 16% → R7年度 85%
<ul style="list-style-type: none"> ・事前防災や被災後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査の推進 	<ul style="list-style-type: none"> (参考²⁴) ・地籍調査の対象地域全体での進捗率 R元年度 52% → R11年度 57% ・地籍調査の優先実施地域での進捗率 R元年度 79% → R11年度 87%
<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響により頻発する土砂・洪水氾濫対策の計画的推進 	

²⁴ 地籍整備に関する指標については、国土調査事業十箇年計画において定めるものとしており、本重点計画では参考指標としている。

【1-2：切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減】

切迫する地震・津波等による被害の軽減を図るため、引き続き住宅、建築物、公共土木施設等の耐震化を進めるとともに、高台まちづくりの推進、都市公園等の整備、港湾の強靱化を進める。

(重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標 (KPI))

[6] <地震の被害を軽減させる>公共土木施設等の耐震化率等

- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率

令和元年度 79% → 令和7年度 84%

- ・首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率

令和元年度 97.4% → 令和4年度 100%

- ・滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合

令和元年度 70% → 令和7年度 87%

- ・大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合

令和2年度 33% → 令和7年度 47%

- ・海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率

令和2年度 72% → 令和7年度 100%

- ・南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）及び②水門・樋門等の耐震化率

(河川堤防等) 令和元年度 約72% → 令和7年度 約85%

(水門・樋門等) 令和元年度 約58% → 令和7年度 約91%

- ・南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率

令和元年度 56% → 令和7年度 59%

- ・災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保率

(管渠) 令和元年度 約52% → 令和7年度 約60%

(下水処理場) 令和元年度 約37% → 令和7年度 約42%

(ポンプ場) 令和元年度 約31% → 令和7年度 約38%

- ・官庁施設の耐震基準を満足する割合

令和元年度 94% → 令和7年度 100%

- ・(参考²⁵) 住宅・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率

(住宅) 平成30年 約87% → 令和12年 耐震性の不足するものをおおむね解消

²⁵ 住宅に関する指標については、住生活基本計画において定めるものとしており、本重点計画では参考指標としている。

(耐震診断義務付け対象建築物)

令和2年 約74% → 令和7年 耐震性の不足するものをおおむね解消
 [参考 KPI] <地震の被害を軽減させる>危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資する
 ソフト対策の実施率

(面積) 令和2年度 約2,220ha → 令和12年度 おおむね解消
 (地域防災力の向上に資するソフト対策)

令和2年度 約46% → 令和7年度 100%

重点施策	指標
(耐震化等の地震対策)	
・災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路の橋梁の耐震性能向上を推進	[KPI-6] ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 R元年度 79% → R7年度 84%
・鉄道施設の耐震対策を重点的に推進	[KPI-6] ・首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 R元年度 97.4% → R4年度 100%
・滑走路等の耐震対策	[KPI-6] ・滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合 R元年度 70% → R7年度 87%
・大規模地震発生時の海上交通ネットワークの確保のための港湾施設の耐震化等の推進	[KPI-6] ・大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合 R2年度 33% → R7年度 47%
・航路標識の耐災害性強化対策(海水浸入防止対策)	[KPI-6] ・海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率 R2年度 72% → R7年度 100%
・大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策	[KPI-6] ・南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び②水門・樋門等の耐震化率(河川堤防等) R元年度 約72% → R7年度 約85%

	<p>(水門・樋門等)</p> <p>R 元年度 約 58% → R7 年度 約 91%</p>
<p>・大規模地震が想定される地域等における海岸堤防等の耐震対策</p>	<p>[KPI-6]</p> <p>・南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率</p> <p>R 元年度 56% → R7 年度 59%</p>
	<p>・南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率</p> <p>R 元年度 77% → R7 年度 85%</p>
<p>・下水道施設の耐震化を推進</p>	<p>[KPI-6]</p> <p>・災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保率</p> <p>(管渠)</p> <p>R 元年度 約 52% → R7 年度 約 60%</p> <p>(下水処理場)</p> <p>R 元年度 約 37% → R7 年度 約 42%</p> <p>(ポンプ場)</p> <p>R 元年度 約 31% → R7 年度 約 38%</p>
<p>・地域の防災拠点となる施設等の耐震化</p>	<p>[KPI-6]</p> <p>・官庁施設の耐震基準を満足する割合</p> <p>R 元年度 94% → R7 年度 100%</p>
<p>・地震時等に著しく危険な密集市街地²⁶の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化</p>	<p>[参考 KPI]</p> <p>・危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率</p> <p>(面積) R2 年度 約 2,220ha →</p> <p>R12 年度 おおむね解消</p> <p>(地域防災力の向上に資するソフト対策)</p> <p>R2 年度 約 46% → R7 年度 100%</p>

²⁶ 密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地（建築物の不燃化や避難路・避難地の整備等を進めることで、最低限の安全性を確保する）。

<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修・建替え等による住宅・建築物の耐震性の向上 	<p>[KPI-6] (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率(住宅) H30年 約87% → R12年 耐震性の不足するものをおおむね解消(耐震診断義務付け対象建築物) R2年 約74% → R7年 耐震性の不足するものをおおむね解消
<ul style="list-style-type: none"> ・地下街の防災対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合 R元年度 57% → R7年度 80%
<ul style="list-style-type: none"> ・切迫する大地震に備え、大規模盛土造成地の滑動崩落の危険性を把握する取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地の安全性を把握する調査に着手した実施率 R元年度 4.1% → R7年度 60%
<ul style="list-style-type: none"> ・液状化ハザードマップを活用した宅地の液状化対策に関する取組を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数 R元年度 0 → R7年度 25
<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能移転や防災機能強化等による災害に強い市街地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に取り組む対策実施率【再掲】 R2年度 0% → R7年度 70%
<ul style="list-style-type: none"> ・避難地・防災拠点となる都市公園等の整備 	<p>[KPI-11] 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合 H30年度 64% → R7年度 75%
<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりのための事前準備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりのための事前準備に取り組んでいる地方公共団体の割合 R2年度 55% → R7年度 75%
<ul style="list-style-type: none"> ・航路標識の耐災害性強化対策(電源喪失対策) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電源喪失対策が必要な航路標識の整備率 R2年度 20% → R7年度 90%
<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の活動拠点となる官庁施設における電力の確保等のための対策の実施率 R元年度 56% → R7年度 75%
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災拠点となる施設等の天井耐震対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策の実施率 R元年度 27% → R7年度 85%
<ul style="list-style-type: none"> ・直下型地震への備えとして有効な防災地理情報(活断層図)の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・直下型地震への備えとして有効な防災地理情報(活断層図)の整備率 R元年度 70% → R7年度 84%

<ul style="list-style-type: none"> ・事前防災や被災後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査の推進 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の対象地域全体での進捗率【再掲】 R元年度 52% → R11年度 57% ・地籍調査の優先実施地域での進捗率【再掲】 R元年度 79% → R11年度 87%
<ul style="list-style-type: none"> ・災害ハザードエリアからの移転の促進【再掲】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・高台まちづくり（高規格堤防）の推進【再掲】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりにおける避難路・避難場所等の整備【再掲】 	
(火山噴火対策)	
<ul style="list-style-type: none"> ・火山噴火に起因する土砂災害への対策の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・火山噴火時における降灰厚把握手法の整備に着手した火山の割合 R元年度 0% → R7年度 100%
<ul style="list-style-type: none"> ・火山噴火リアルタイムハザードマップの精度向上の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・火山噴火リアルタイムハザードマップシステムにおいて運用中の火山のうち、高精度な地形データを整備した火山の割合【再掲】 R元年度 20% → R7年度 100%
<ul style="list-style-type: none"> ・火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく対策の推進 	
(津波対策)	
<ul style="list-style-type: none"> ・港湾における切迫する大規模津波からの人命・財産の被害の防止・最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策を緊急的に行う必要のある港湾において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合 R2年度 26% → R7年度 50%
<ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートの適正管理及び利用環境の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の放置艇率 H30年度 44% → R4年度 0%
<ul style="list-style-type: none"> ・津波災害警戒区域の指定、ハザードマップの作成、訓練実施の推進 	<p>[KPI-11] 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数 R2年度 183 → R7年度 257 ・津波災害警戒区域を指定している都道府県数 R2年度 18 → R7年度 37
<ul style="list-style-type: none"> ・津波による船舶事故軽減に資する港湾強靱化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応や訓練結果等を踏まえ、港湾の事業継続計画（港湾BCP）を改訂した港湾（重要港湾以上）の割合 R2年度 0% → R7年度 100%
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災拠点となる施設等の津波対策 	

【1-3：災害時における交通機能の確保】

リダンダンシーの確保により、風水害・土砂災害・地震・津波・噴火・豪雪・原子力災害等が発生した直後から、救命・救助活動等が迅速に行われ、社会経済活動が機能不全に陥ることなく、また、制御不能な二次災害を発生させないことなどを目指し、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化、災害時の道路閉塞を防ぐ無電柱化等を推進し、災害に強い道路ネットワークの構築を進めるとともに、海上交通ネットワークを維持するための港湾の高潮・高波対策、地下鉄駅等の浸水防止対策等を進める。

(重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標 (KPI))

[7] <災害時の人流・物流を確保する>高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間の事業着手率

令和元年度 約13% → 令和7年度 約47%

[8] <災害時の人流・物流を確保する>海上交通ネットワーク維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合

令和2年度 0% → 令和7年度 14%

[9] <水害に強い鉄道施設を作る>既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率

令和2年度 40% → 令和7年度 70%

重点施策	指標
(交通・物流の機能確保のための事前対策の推進)	
・災害に強い道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進	[KPI-7] ・高規格道路（有料）の4車線化優先整備区間の事業着手率 R元年度 約13% → R7年度 約47%
	・高規格道路のミッシングリンク改善率 ²⁷ R元年度 0% → R7年度 約30%
・海上交通ネットワークを維持するための港湾における高潮・高波対策	[KPI-8] ・海上交通ネットワーク維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合 R2年度 0% → R7年度 14%

²⁷ 高規格道路のミッシングリンクとなっている区間のうち、全線供用または一部供用した区間の割合。

<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の浸水対策を重点的に推進 	<p>[KPI-9]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率 R2年度 40% → R7年度 70%
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の耐震対策を重点的に推進 	<p>[KPI-6] 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 R元年度 97.4% → R4年度 100%
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生後の港湾における災害対応力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3年間に港湾の事業継続計画（港湾BCP）に基づく防災訓練の実施された港湾（重要港湾以上）の割合 R元年度 95% → R7年度 100%
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生時の海上交通ネットワークの確保のための港湾施設の耐震化等の推進 	<p>[KPI-6] 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合 R2年度 33% → R7年度 47%
<ul style="list-style-type: none"> ・港湾における切迫する大規模津波からの人命・財産の被害の防止・最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策を緊急的に行う必要のある港湾において、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策を講じて、被害の抑制や港湾機能の維持、港湾労働者等の安全性が確保された割合【再掲】 R2年度 26% → R7年度 50%
<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の避泊水域の確保のための防波堤等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の避泊水域を確保する必要がある港湾のうち、暴風時の安全な避難泊地の確保を実現した割合 R2年度 17% → R7年度 42%
<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨による大規模出水時等に航行の安全性を確保するための航路の埋塞対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋塞対策等を行う必要がある港湾及び開発保全航路のうち豪雨等による大規模出水に備えた対策を講じ、航行の安全性を確保した割合 R2年度 0% → R7年度 11%
<ul style="list-style-type: none"> ・航路標識の耐災害性強化対策（監視体制強化対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・監視装置の導入が必要な航路標識の整備率 R2年度 16% → R7年度 61%
<ul style="list-style-type: none"> ・航路標識の耐災害性強化対策（信頼性向上対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時でも信頼性向上及び安定運用を図るため、災害に強い機器等の整備率 R2年度 22% → R7年度 83%
<ul style="list-style-type: none"> ・「A2-BCP」（空港業務継続計画）の実効性強化対策 	<p>[KPI-11] 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「A2-BCP」（空港業務継続計画）に基づく訓練等の毎年度8月までの実施率 R2年度 70% → 毎年度 100%

<p>・空港における護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策</p>	<p>・護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による空港施設への浸水の防止が可能となる空港の割合</p> <p>R 元年度 26% → R7 年度 87%</p>
<p>・空港無線施設等の電源設備等の浸水対策</p>	<p>・空港無線施設等の電源設備への止水扉設置等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水の防止が可能となる空港の割合</p> <p>R2 年度 76% → R7 年度 100%</p>
<p>・空港ターミナルビルの電源設備等の止水対策の推進</p>	<p>・空港ターミナルビルの電源設備への止水扉設置等の浸水対策により、高潮・高波・豪雨等による電源設備への浸水の防止が可能となる空港の割合</p> <p>R2 年度 73% → R7 年度 85%</p>
<p>・空港ターミナルビルの吊り天井の安全対策の推進</p>	<p>・空港ターミナルビル吊り天井の安全対策により、地震による吊り天井の落下事故の防止が可能となる空港の割合</p> <p>R2 年度 64% → R7 年度 75%</p>
<p>・災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路の橋梁の耐震性能向上を推進</p>	<p>[KPI-6] 【再掲】</p> <p>・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率</p> <p>R 元年度 79% → R7 年度 84%</p>
<p>・防災性の向上、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成の観点から、「新設電柱を増やさない」、「徹底したコスト縮減」、「事業の更なるスピードアップ」を方針とする新たな無電柱化推進計画に基づく無電柱化の推進</p>	<p>・電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率</p> <p>R 元年度 約 38% → R7 年度 約 52%</p>
<p>・災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、道路法面や盛土の土砂災害防止対策を推進</p>	<p>・緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所を整備率</p> <p>R 元年度 約 55% → R7 年度 約 73%</p>
<p>・災害発生時において安全かつ円滑な交通を確保するための対策（信号機電源付加装置の整備、環状交差点の活用等）を推進</p>	<p>・信号機電源付加装置の整備台数</p> <p>R7 年度末までに約 2,000 台</p>
<p>・豪雨災害等による海域における流木等漂流物への対応</p>	<p>・漂流物回収に係る海洋環境整備船等の出動可能率</p> <p>R 元年度 87% → R7 年度 100%</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の豪雨対策を重点的に推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既往最大規模の降雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁の流失・傾斜対策の完了率 R2年度 33% → R7年度 85% ・既往最大規模の降雨により崩壊の恐れがある鉄道隣接斜面の崩壊防止対策の完了率 R2年度 16% → R7年度 85%
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の災害復旧を重点的に推進する 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とするため全国各地に作業船を保有できるよう環境を整備 	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の救急活動や人流・物流等を確保するため、踏切の立体交差化を推進するとともに、長時間遮断の解消等、災害時の管理方法を定める取組を推進 	

【1-4：災害リスクを前提とした危機管理対策の強化】

官民一体となった TEC-FORCE²⁸活動等、災害対応の体制・機能の拡充・強化を図るとともに、防災・減災を支える現場の担い手である建設業の従事者の確保・育成を進める。

ハザードマップを活用したマイ・タイムライン作成等住民の防災意識向上に繋がる訓練の実施、洪水や土砂災害など複数の災害リスク情報の一元的な提供により、実効性のある避難体制を確保する。

新技術を活用した気象予測や河川管理の高度化による防災・減災の取組及び港湾における災害関連情報の収集・集積の高度化を図るとともに、災害リスクの高い地域での詳細な地理空間情報の整備を行う。

(重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標 (KPI))

[10] <社会資本整備を支える現場の担い手を確保する>国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率²⁹

令和7年度末 100%

[11] <災害への対応力を強化する>避難計画及び事業継続計画等の策定推進による非常時の体制確保

・公共土木施設の被災状況調査を行う TEC-FORCE 隊員の ICT 機器等を活用するための訓練・研修・講習等への参加率

令和2年度 36% → 令和7年度末 100%

・一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された都市の割合

平成30年度 64% → 令和7年度 75%

・最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン³⁰作成講習会等）を実施した市区町村数

令和2年度 388 → 令和7年度 1,388

・最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数

令和元年度 15 → 令和7年度 約800

・最大クラスの高潮・津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数

（高潮）令和2年度 5 → 令和7年度 95

（津波）令和2年度 183 → 令和7年度 257

²⁸ Technical Emergency Control Force の略称。緊急災害対策派遣隊。大規模な自然災害等に際し、被災地地方公共団体等が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を行う。

²⁹ 建退共電子申請方式（令和3年4月から本格導入開始）を建設キャリアアップシステム活用工事として当該機関が導入していること。

³⁰ 台風の接近等によって河川水位が上昇する時に、住民一人一人の家族構成や生活環境に合わせて「いつ」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のこと。

